

備品管理の不備

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項												
中央子ども家庭センター	<p>下記の備品について、備品出納簿に記載されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="498 487 1632 751"> <thead> <tr> <th data-bbox="510 487 688 592" rowspan="2">品種</th> <th data-bbox="688 487 1015 529">品目</th> <th data-bbox="1015 487 1299 592" rowspan="2">当初受入年月日</th> <th data-bbox="1299 487 1430 592" rowspan="2">数量</th> <th data-bbox="1430 487 1626 592" rowspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th data-bbox="688 529 1015 592">商品名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="510 592 688 751" rowspan="2">機械器具類</td> <td data-bbox="688 592 1015 634">医療器具類</td> <td data-bbox="1015 592 1299 751" rowspan="2">令和6年5月10日</td> <td data-bbox="1299 592 1430 751" rowspan="2">1</td> <td data-bbox="1430 592 1626 751" rowspan="2">620,180円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="688 634 1015 751">日医標準レセプトソフト（web ORCAクラウド版）</td> </tr> </tbody> </table>					品種	品目	当初受入年月日	数量	金額	商品名	機械器具類	医療器具類	令和6年5月10日	1	620,180円	日医標準レセプトソフト（web ORCAクラウド版）	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府財務規則】</b>                      （物品の出納の通知及び帳簿の記載）                      第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。                      2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。                      一 備品出納簿（様式第39号）</p> </div>
品種	品目	当初受入年月日	数量	金額														
	商品名																	
機械器具類	医療器具類	令和6年5月10日	1	620,180円														
	日医標準レセプトソフト（web ORCAクラウド版）																	
<b>措置の内容</b>																		
<p>検出事項について、備品出納簿への記載を行った。                      検出事項の原因は、備品出納簿の登録についての担当者の認識不足及び決裁者の確認不足によるものであった。                      再発防止に向け、所属内で今回の検出事項を共有するとともに、複数職員による確認を徹底できるよう、備品管理に係る手順を関係簿冊にとじ込む運用とした。今後は大阪府財務規則に基づき適正な事務処理を行う。</p>																		

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年11月4日から令和8年1月22日まで）